

第3章 家庭における高齢者虐待への対応

虐待はできる限り早期に発見し、早期に対応することが大切です。虐待かどうかの判断や、専門的な対応を行うことは大変難しいことですが、日ごろ高齢者と接することの多い地域の関係機関がお互いに協力し、高齢者から発せられる虐待のサインを見逃さずすることのないよう予防的な体制づくりと、現状の制度やサービスを有効に活用するなど改善に向けて取り組むことが大切です。

なお、県や市町は、虐待の防止及び虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づいて適切に行われるよう、関係機関の職員に研修等を行うよう努めなければならないとされています。(高虐法第3条)

1 高齢者虐待の早期発見

高齢者虐待は家庭の中で行われることが多く、虐待している人は虐待をしているという認識がなく、また虐待されてもその家族をかばったりして虐待の事実を訴えづらい傾向があります。そのため、なかなか周囲からは発見しにくいものです。虐待を早期に発見し、深刻化を防ぐためには、地域社会が高齢者虐待に関する認識を深めていくことが大切です。なお、高齢者の福祉に業務上関係ある団体及び職務上関係のある者は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならないとされています。(高虐法第5条)

まず、早期に発見するための高齢者及び虐待者に起こるサインを知る必要があります。次のサインは、一例です。

(高齢者のサインの例)

- ・ 説明のつかない傷やあざがある。
- ・ 「殴られる」「蹴られる」「家にいたくない」などの訴えがある。
- ・ 理由もなく不安や恐怖におびえている。
- ・ 無気力、絶望的、投げやりな態度が見られる。
- ・ 肛門や女性性器に出血や痛みやかゆみなど普段と違った訴えがある。
- ・ 介護サービスの費用負担や生活必需品の購入費用がないと訴えがある。
- ・ 栄養状態が悪い。
- ・ 居住する部屋、住居が極端に非衛生的、あるいは異臭がする。
- ・ 濡れたまま、汚れたままの衣類、寝具を使用している。
- ・ 疾患の症状が明白にあるにもかかわらず医師の診断を受けていない。等

(虐待者のサインの例)

- ・ 明白なアルコール依存、薬物依存である。
- ・ 高齢者ケアについて過度に批判的・非協力的である。
- ・ 必要な外来受診をやめ、電話で済まそうとする。
- ・ 著しい介護疲れの様子がうかがえる。
- ・ 高齢者の所有物(金銭)に異常な興味を示す。
- ・ 高齢者に対して暴言を吐いたり、親身にならなくなったりする。等

なお、養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見したものは、高齢者の生命又は身体に重要な危険が生じている場合は、速やかに市町に通報しなければならず、また、その他の場合も通報に努めなければならないとされています。(高虐法第7条)

2 高齢者虐待に関する相談窓口

高齢者虐待に関する相談窓口は、身近な相談窓口(一次窓口)として、市町、地域包括支援センター、老人介護支援センター、(財)かがわ健康福祉機構(高齢者総合相談)などとし、市町に対する高齢者虐待対応相談窓口(二次窓口)として県長寿社会対策課、県保健福祉事務所、県小豆総合事務所とし、

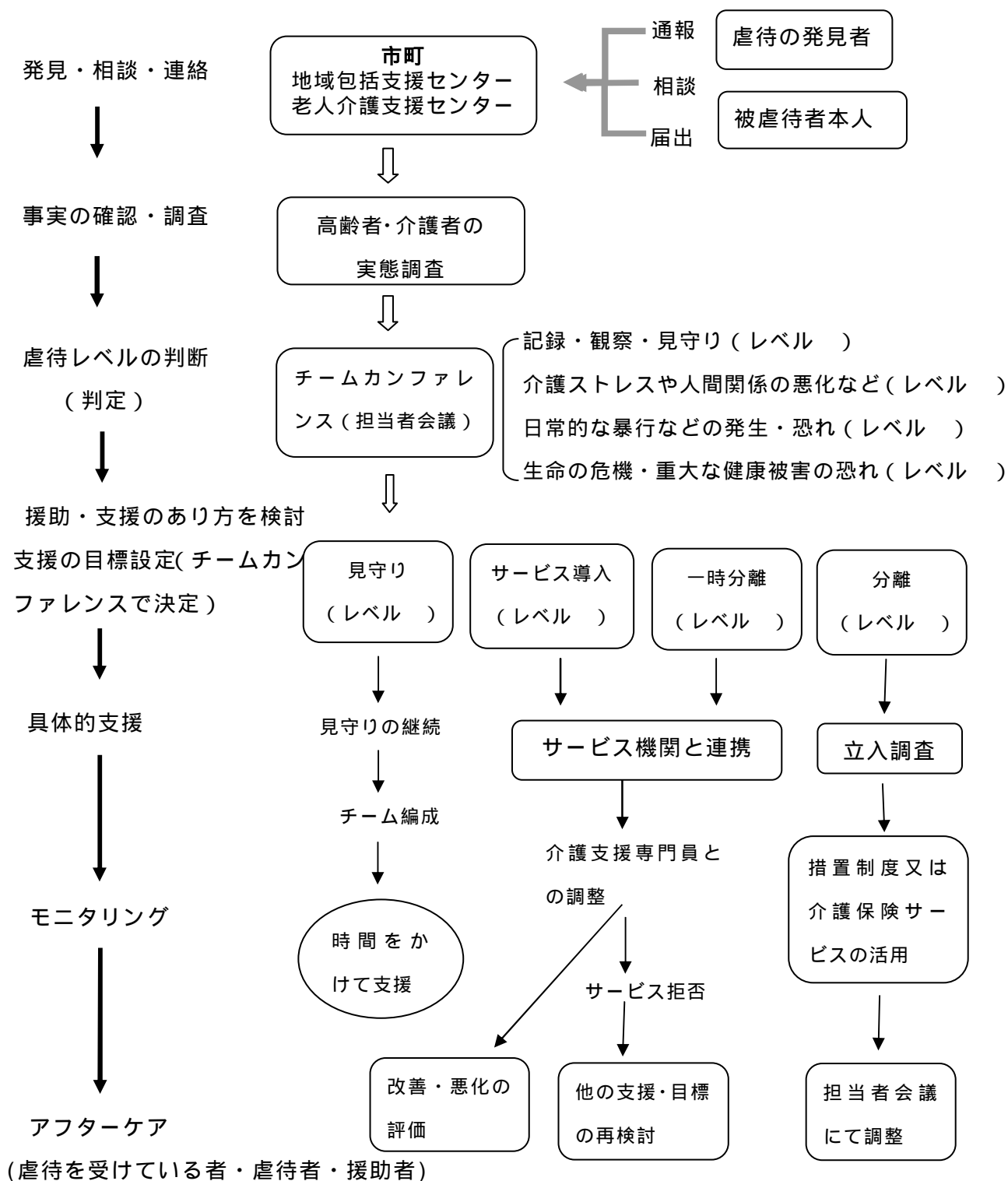
特に、市町は、虐待の防止と、養護者により虐待を受けた高齢者を保護するため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うとともに、専門的に従事する職員を確保しなければなりません。また、市町は、窓口となる部局や高齢者虐待対応協力者の名称を明らかにするなどにより、周知を行わなければならないとされています。(高虐法第6条、第15条、第18条)

なお、要介護認定の認定調査員、介護支援専門員、介護サービス提供担当者、定期的に高齢者宅を訪問している民生委員などが、高齢者虐待と疑われる場合や虐待事例に遭遇した場合は、早急に相談窓口連絡するよう依頼するとともに、高齢者虐待の相談窓口について広く周知を行います。

市町は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、相談、指導、及び助言、通報又は届出の受理、高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実確認のための措置並びに養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託できます。また、関係する職員は、正当な理由なく委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはなりません。(高虐法第17条)

3 高齢者虐待事例への介入の考え方

高齢者虐待への具体的な介入の考え方として、生命の危機・重大な健康被害のおそれがある場合をレベル1、日常的な暴行などの発生・おそれがある場合をレベル2、介護ストレスや人間関係の悪化などがある場合をレベル3、見守りをレベル4とします。



参考：田尻町在宅介護支援センター末原知子作成

4 高齢者虐待への対応方法及び留意点

相談は、本人、家族、近隣の住民、介護支援専門員、介護サービス提供担当者、民生委員などから受けることが考えられます。

援助する立場にある者にとって大事なことは、虐待に関しどちらが悪いという犯人探しをするのではなく、虐待を受けている高齢者や養護者に対し、いかに手をさしのべ援助していくかにあります。高齢者虐待は、養護者との調整を行わなければ、解決に結びつかない場合が多くあります。

(1) 相談内容の具体的聞きとり及び記録

あくまでも客観的な事実のみをとらえた判断が必要です。しかし、誰かが虐待を疑うからには、その可能性は否定できませんので、把握された情報は、いつ、誰によって、どんな内容かを具体的に聞きとり記録します。

(2) 情報の共有及び連携協力体制の活用

高齢者の相談は、保健、福祉、医療、介護等の広範な分野にわたり、個人のプライバシーに関わる事柄がほとんどです。家族間、家族内においても一人ひとりのプライバシーに十分配慮し、個人情報については慎重に取扱いを行います。そして、相談を受けたものは、一人で抱え込まず、行政の虐待担当者や上司などに相談し、「地域ケア会議」や「虐待防止・対応ネットワーク」を活用して、直面している問題を整理します。

(3) 保健師などの同伴訪問による高齢者や養護者の生活状況等の把握

家庭訪問を行う際は、日常の活動の延長上での訪問と位置づけ、介入の糸口をつかむことが大切です。あくまで介護者支援の姿勢を大切に考え、介護の状況や健康管理の様子などの周辺情報を尋ねて、総合的に情報を整理しながら情報収集を行います。きっかけがつかめれば継続訪問も可能となります。

訪問は、原則として2人で対応します。複数の目で観察することは誤解や偏見を排除することにつながりますし、高齢者と養護者に別々に話を聞くことで、お互いの思いが明らかになります。継続したフォローを考えると、初回訪問から市町の保健師などとの同伴訪問が望ましいと言えます。

(情報収集する主な内容)

虐待の具体的な状況・高齢者の心身の状況・養護者の心身の状況 家族関係等社会的環境・これまでの支援の状況・虐待発生要因 緊急性（生命の危険性）の有無等
--

(4) 具体的な対応方法の検討

虐待事例への対応には、複数の職種、機関で連携をとりながら定期的・継続的に関わる必要があります。援助方針の決定には、「地域ケア会議」を有効に活用し、「虐待防止・対応ネットワーク」を構築するための担当者会議を行う必要があります。

高齢者の保健福祉等に取り組む専門職員だけでなく近隣住民や民生委員、人権擁護委員、老人クラブ会員等の関係者も含め、チームを組んで支援していきます。その中で、支援を要する家族などに最も信頼され、支援の中心となれる人を探し出します。

緊急を要する事例と判断した場合の対応（レベル 及び ）

生命の危険度が高く、放置しておくとならざる重大な結果を招くような危機的な場合は、緊急の対応が必要です。緊急度の高い場合は、高齢者を早急に保護する必要があり、市役所・町役場、老人介護支援センター、地域包括支援センターへ通報するとともに、医療機関や救急車の依頼、事件性がある場合は警察への連絡が必要です。このため、市町は、平素から医療機関や消防署、警察署との連携を行い、緊急通報体制の整備についても検討しておく必要があります。また、医療的な緊急性はないものの虐待者との分離が必要な場合には、一時的な避難の場所として特別養護老人ホーム等のショートステイを利用します。

高齢者や養護者の状態によっては、市町の職権により「やむを得ない事由による措置」ということで、介護サービスの提供、特別養護老人ホームなどに入所させることができます。（老人福祉法第 11 条）ただし、緊急用のベッドが確保されているわけではないので、施設の協力が得られるよう日頃から連携、協力体制を整えておく必要があります。

市町長は、養護者による虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、地域包括支援センターの職員などをして、高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができます。（高虐法第 11 条）

また、市町長は、職務の遂行に必要があると認めるときは、高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対して援助を求めることができるとともに、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に警察署長に対して援助を求めなければならないとされています。（高虐法第12条）

緊急性はないが、継続した支援と見守り及び指導が必要な場合（レベル及び）

養護者は、介護に対するストレス（外出できない、夜眠れない、自由な時間が持てない、気疲れや緊張感を感じるなど）を持ちやすいことから、介護保険サービス（通所系サービス、短期入所など）の利用や、その他の保健福祉施策（保健師等による訪問指導、健康教育、健康相談など）の利用についての助言を行います。市町の保健師などが家庭訪問などにより継続的なアセスメント（状況把握）を行い、高齢者及び養護者との良好な家族関係の構築、事態改善に向けての介護支援、生活指導等を行いながら適切な時期に介入ができるよう継続した関わりが重要です。

また、介護に関する知識が十分でないことから生じるストレスを感じている人に対しては、市町などが行う介護教室、認知症家族教室、介護者同士の交流事業への参加を進めて、改善を目指します。

介入で虐待はおさまったが、今後再発防止のための見守りが必要な場合（レベル）

サービス提供者、市町の保健師などが虐待の再発防止のために定期的に継続的な家庭訪問を行い、高齢者及び養護者の生活状況、健康状況、介護状況等の把握を行います。

緊急性はないが、当事者が介入やサービスの利用を拒む場合（レベル）

無理な介入はやめ、養護者の兄弟などで親族に支援をしてもらえる人を捜します。また、「いつでも支援しますよ。何かあれば連絡をしてください」という連絡先を書いたメモを高齢者及び養護者に渡すとともに、継続的に、このメモを家庭に投函しておきます。支援へのメッセージを伝えて連絡があれば、複数の者で関わります。

経済的虐待がある場合

判断能力の不十分な者を保護し支援するものとして「成年後見制度」があります。県、市町は、成年後見制度の周知を行い広く利用されるように

しなければなりません。(高虐法第 28 条)

法定後見の申立ては、原則本人・配偶者・二親等内の親族等が行いますが、65 歳以上の人で特に必要があると認められる場合は、市町長が成年後見制度における審判の請求を適切におこなう必要があります。(高虐法第 9 条)

また、日常生活を送るのに不安を感じている人や判断能力の不十分な人が自立した地域生活を送れるよう、県社会福祉協議会が実施主体になり、福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理を行う「地域福祉権利擁護事業」を実施しているので、その活用を図ります。

財産上の不当取引による被害がある場合

市町は、財産上の不当取引による被害の防止等のため、相談に応じ、消費生活に関する業務を担当する部局その他関係機関を紹介します。また、高齢者虐待対応協力者に相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託することもできます。(高虐法第 27 条)

市町長は、財産上の不当取引による被害を受け、又は受けるおそれのある判断能力が不十分な高齢者について、成年後見制度における審判の請求をすることができます。(高虐法第 27 条)

5 「やむを得ない事由による措置」の取り扱い方

「やむを得ない事由による措置」とは、虐待等の事由により介護保険サービスを受けられない高齢者に対して、老人福祉法の規定(注 1)に基づき、市町が職権により介護保険サービスを受けられるようにするものです。

「やむを得ない事由による措置」は、虐待への対応が困難で介護保険サービスの利用を高齢者自身が拒否したり、家族が反対したりしていても、市町が職権で利用決定できるため、現行法上、最終的な手段として最も有効といわれています。「やむを得ない事由による措置」については、従来から抑制的な運用がなされてきた向きもありますが、状況に応じて、高齢者の保護、養護者の負担の軽減のために居室の確保を積極的に行う必要があります。(高虐法第 10 条、第 14 条)

やむを得ない事由としては、本人が家族等の虐待を受けている場合、認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族がいない場合が想定されます。(注 2)ただし、あくまで例示なので、この他に保護・救済すべき場合であれば柔軟に解釈します。

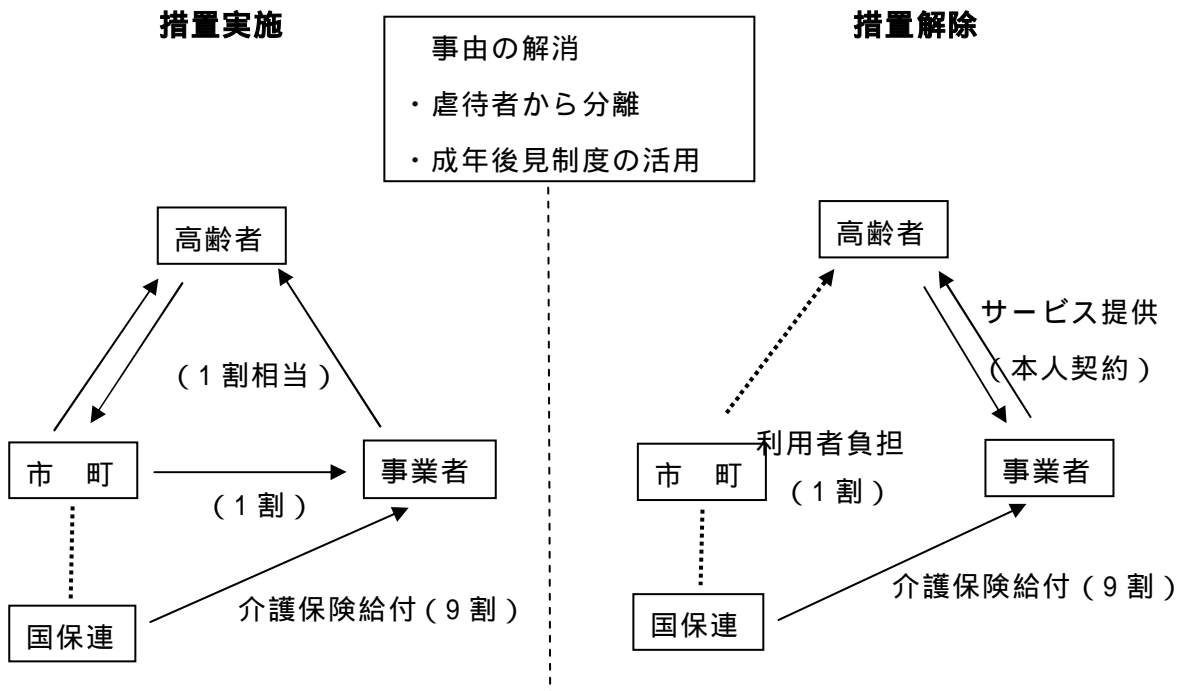
また、措置の内容は、介護保険法に規定する居宅サービス（訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・認知症高齢者共同生活介護）の提供、特別養護老人ホーム、養護老人ホームへの入所があります。このような、措置が採られた場合は、市町長又は養介護施設の長は、虐待を行った養護者について高齢者との面接を制限することができます。（高虐法第13条）また、市町は、養護者による虐待を受けた高齢者について、措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講じなければなりません。（高虐法第14条）

〔（注1）老人福祉法第10条の4（第1項第1号から第4号）及び第11条（第1項第2号）〕

〔（注2）老人ホームへの入所措置等の指針について（昭和62年1月31日社老第8号局長通知）〕

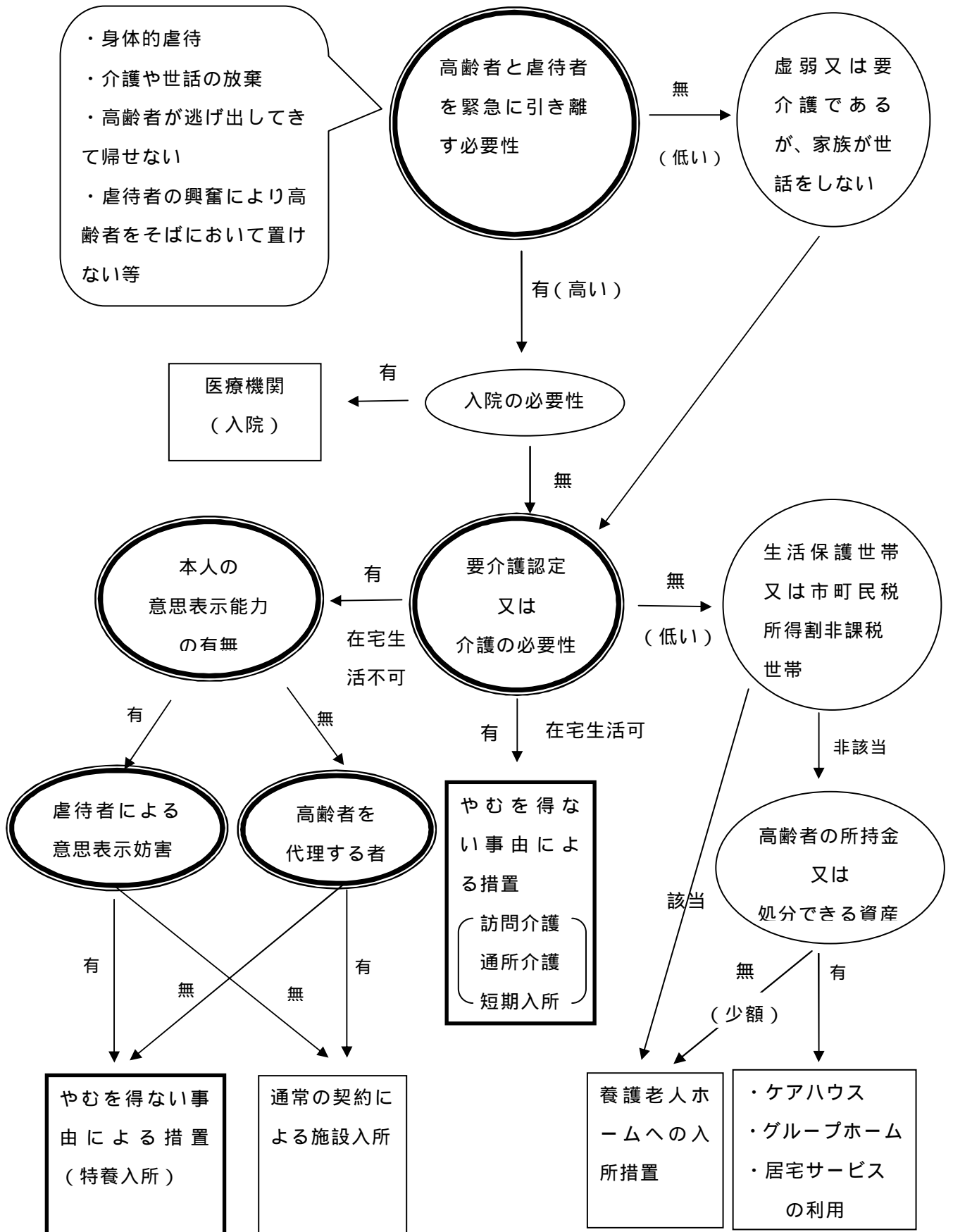
「やむを得ない事由による措置」の取り扱い手順

手 順	内 容
発見・相談・連絡	通報・相談等によりケース発見
事実の確認	内容、実態の把握、措置要件の適合性の確認等
要介護認定	高齢者が要介護認定を受けていない場合は、市町が職権で実施
措置決定	及び に基づき措置決定
サービス提供	市町が事業者へ委託し、介護保険サービスを提供
費用支弁	介護保険サービス費用の1割（利用者負担分）を市町が措置費で支払い
費用徴収	高齢者または扶養義務者から、支払能力に応じて市町が費用を徴収
やむを得ない事由の解消	特別養護老人ホームに入所したことなどで、虐待者から分離できた場合、または、成年後見制度の活用により、介護保険サービス利用の契約ができる状態になった場合
措置解除	措置は解除され、高齢者は通常の利用（契約によるサービス利用）に移行



この表及び図は、介護保険制度を利用して措置を行う方式であり、この他に、介護保険制度を利用せずに、市町が事業者に直接委託してサービス提供を行う方式（緊急で要介護認定が間に合わない時など）があります。その場合の費用弁償は、市町が措置費で一旦 10 割を負担し、後で高齢者又は扶養義務者から 1 割相当分を費用徴収します。

「やむを得ない事由による措置」までの対応フローチャート



6 高齢者虐待の関係機関及び関係職員の役割

(1) 関係機関の役割

関係機関	役 割	備 考
市 町	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の通報、届出に対する相談、指導及び助言 ・通報等による事実の確認 ・居室の確保 ・立入調査 ・警察署長に対する援助要請 ・面会の制限 ・養護者の支援 ・専門的に従事する職員の確保 ・連携協力体制の整備及び活用 ・窓口部局及び対応協力者の周知 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法に基づく措置（訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・認知症高齢者共同生活介護）の提供、特別養護老人ホーム、養護老人ホームへの入所） 	<ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ない事由がある場合は、家族が反対でも「措置」が可能 ・措置により当該施設が定員超過になっても緩和措置あり
	<ul style="list-style-type: none"> ・「成年後見制度」の利用に係る審判の請求 	
地域包括支援センター（平成 18 年度から）	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談、支援 ・権利擁護、高齢者虐待防止 ・地域ケア支援 	
老人介護支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談 	
県・市町社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉権利擁護事業の活用 ・行政への相談、連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な金銭管理、介護サービスの紹介など日常生活を支援
自治会、町内会、民生委員、老人クラブ、人権擁護委員等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケアシステムの活用 ・行政への相談、連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り、声かけ訪問を実施

関係機関	役割	備考
警察署、消防署、医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 行政への連絡 行政等からの相談 	<ul style="list-style-type: none"> 通報、搬送、診察時等に虐待と疑われるものがあれば行政等関係機関に連絡
弁護士会	<ul style="list-style-type: none"> 民事上、刑事上の訴訟時相談及び行政への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 法律の専門家としての助言や、警察・裁判所など諸手続きのノウハウについて協力支援
司法書士会	<ul style="list-style-type: none"> 相談、支援 	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所へ提出するための諸手続きを作成する
(財)かがわ健康福祉機構	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者総合相談 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉、保健、医療、住宅等に係る心配事相談(法律、年金、税金等の専門相談を含む)
県(長寿社会対策課)、県保健福祉事務所、県小豆総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> 市町からの相談 市町や施設の職員に研修の実施 意識啓発の実施 地域保健活動における市町支援 	
国(厚生労働省・法務局)	<ul style="list-style-type: none"> 虐待防止のための啓発 成年後見制度の周知 	

(2) 介護サービス事業者等職員の役割

職種・事業者	役割
医師	<ul style="list-style-type: none"> 緊急性の判断 市町への通報 入院の必要性の判断 体調の確認 診断 往診による自宅への介入 診断書の作成 チームケアの実施

職種・事業者	役割
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	<ul style="list-style-type: none"> ・寄せられた情報の整理 ・信頼関係の継続、強化 ・訪問による面接や電話相談 ・市町への通報 ・介護保険サービス調整など高齢者、虐待者への対応 ・介護保険サービス契約の継続 ・行政への相談 ・チームケアの実施
訪問介護員	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援の中での状況の観察 ・数多くの見守り ・サービスを提供しながらの精神的支援 ・状態、状況の変化の把握と介護支援専門員への連絡 ・市町への通報 ・チームケアの実施
訪問入浴介護担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴時の全身状態の観察 ・状態、状況の変化の把握と介護支援専門員への連絡 ・市町への通報 ・チームケアの実施
訪問看護師	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の医療情報の確認 ・高齢者、虐待者の健康状態の観察 ・サービスを提供しながらの精神的支援 ・状態、状況の変化の把握と介護支援専門員への連絡 ・市町への通報 ・チームケアの実施
通所介護・通所リハビリテーション担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・一般状態、ADLの観察 ・入浴時の全身状態の観察 ・食事の摂取状況の観察 ・状態、状況の変化の把握と介護支援専門員への連絡 ・市町への通報 ・チームケアの実施
施設関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・ショートステイ利用時に高齢者や養護者への声かけ ・市町への通報 ・施設入所に向けての相談窓口

虐待についての相談は、高齢者のプライバシーを侵すおそれがあるため、可能な限り本人の同意を得た上で行います。しかし、高齢者は、相談によって、虐待者との関係が悪化することなどに対する不安から、相談を拒否することもあるので、相談によっては不利益が生じないように配慮することなどを十分に説明した上で、同意を得るように注意します。